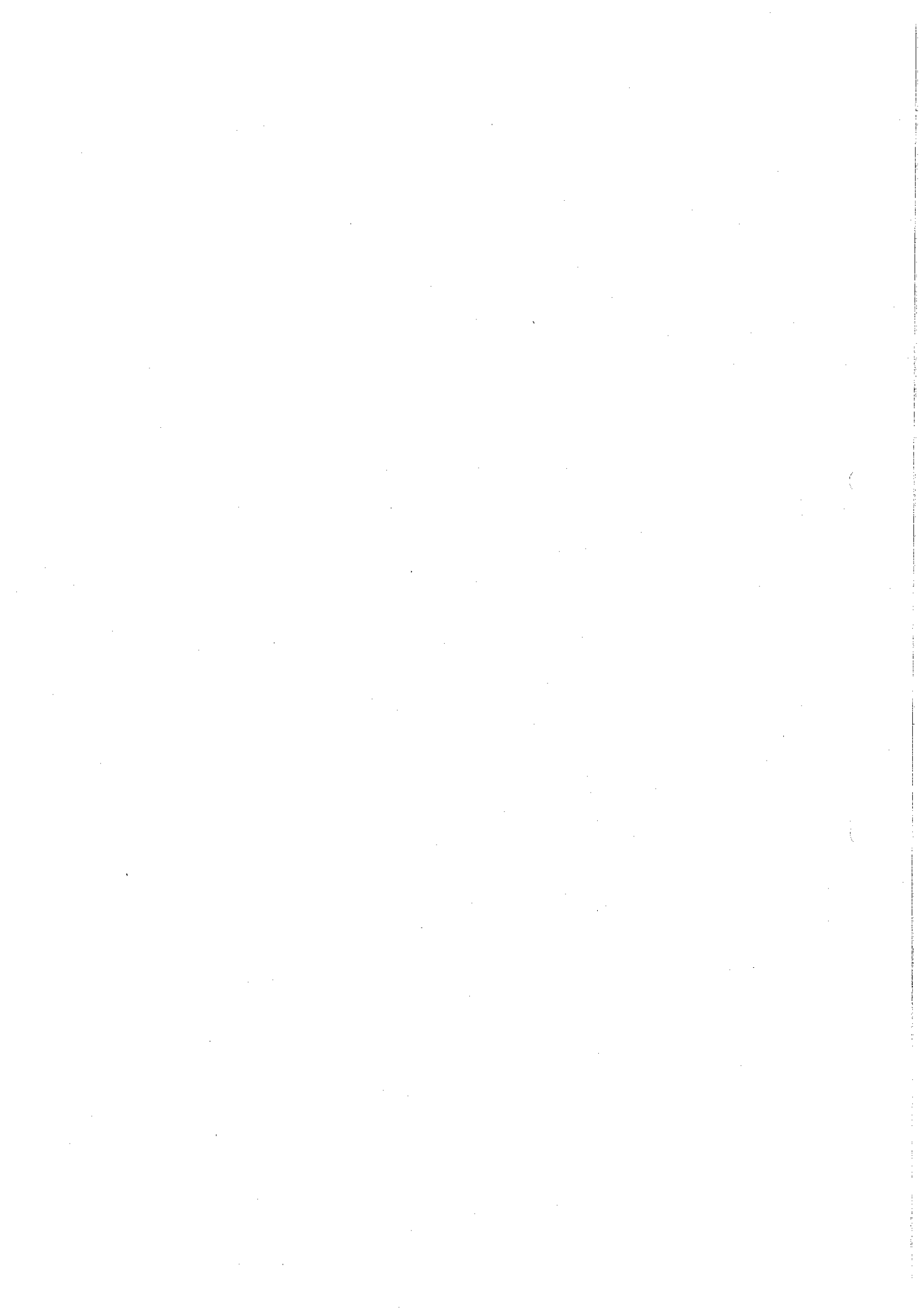


令和5年 第1回

かつらぎ町議会定例会（9月会議）

議 案

令和5年8月28日提出



令和5年第1回かつらぎ町議会定例会（9月会議）付議事件

議案第 80 号	かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
議案第 81 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	2
議案第 82 号	既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	3
議案第 83 号	押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	14
議案第 84 号	かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第 85 号	かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	21
議案第 86 号	かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	24
議案第 87 号	工事請負契約の締結について	27
議案第 88 号	工事請負契約の締結について	28
議案第 89 号	財産の取得について	29
議案第 90 号	財産の取得について	30
議案第 91 号	令和4年度かつらぎ町一般会計決算認定について	31
議案第 92 号	令和4年度かつらぎ町シビックセンター特別会計決算認定について	32
議案第 93 号	令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計決算認定について	33
議案第 94 号	令和4年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計決算認定について	34
議案第 95 号	令和4年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	35
議案第 96 号	令和4年度かつらぎ町介護保険事業特別会計決算認定について	36
議案第 97 号	令和4年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計決算認定について	37
議案第 98 号	令和4年度かつらぎ町水道事業会計決算認定について	38
議案第 99 号	令和4年度かつらぎ町下水道事業会計決算認定について	39
議案第 100号	令和4年度かつらぎ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	40

議案第101号	令和4年度かつらぎ町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	42
議案第102号	令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算(第8号)	44
議案第103号	令和5年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算 (第1号)	75
議案第104号	令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	79
議案第105号	令和5年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計 補正予算(第2号)	86
議案第106号	令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)	90
議案第107号	令和5年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ...	95
議案第108号	令和5年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算 (第1号)	108
議案第109号	令和5年度かつらぎ町水道事業会計補正予算(第2号)	112
議案第110号	令和5年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算(第2号)	126

議案第 80 号

かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 

氏 名 まつ もと けん いち
松 本 兼 一

生年月日 

提案理由

令和5年9月27日、松本兼一委員任期満了のため。

議案第 81 号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 谷 口 千 明
たに ぐち ち あき

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年12月31日、谷口千明委員の任期満了に伴う委員候補者の推薦。

議案第 82 号

既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案文別記）
- 2 提案理由
既存条例の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年9月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(かつらぎ町水防協議会条例の一部改正)

第1条 かつらぎ町水防協議会条例(昭和33年かつらぎ町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第34条第1項」に改める。

(かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 かつらぎ町立公民館設置及び管理条例(昭和33年かつらぎ町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

かつらぎ町天野公民館	かつらぎ町大字下天野930番地
------------	-----------------

」を

「

かつらぎ町天野公民館	かつらぎ町大字下天野924番地の4
------------	-------------------

」に改

める。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「定年前再任用短時間勤務職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に、「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

附則第8項及び第11項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項を次のように改める。

定年前 再任用		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
------------	--	------------	------------	------------	------------	------------	------------

短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

(かつらぎ町職員の特殊勤務手当に関する条例)

第4条 かつらぎ町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「同条」を「同条例」に改める。

(かつらぎ町社会教育委員設置に関する条例の一部改正)

第5条 かつらぎ町社会教育委員設置に関する条例(昭和35年かつらぎ町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第1項」を「第18条」に改める。

(かつらぎ町立学校の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 かつらぎ町立学校の設置等に関する条例(昭和39年かつらぎ町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

(1) 笠田小学校	かつらぎ町大字笠田東558番地
(2) 大谷小学校	かつらぎ町大字大谷338番地
(3) 妙寺小学校	かつらぎ町大字妙寺857番地

」を

「

(1) 笠田小学校	かつらぎ町大字笠田東559番地の1
(2) 大谷小学校	かつらぎ町大字大谷338番地の1
(3) 妙寺小学校	かつらぎ町大字妙寺859番地の1

」に改める。

第3条の表中

「

(1) 笠田中学校	かつらぎ町大字笠田東132番地
-----------	-----------------

」を

「

(1) 笠田中学校	かつらぎ町大字笠田東132番地の1
-----------	-------------------

」に改める。

(かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年かつらぎ町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「任用」を「任命」に改め、同条中「町長が、その他の団

員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから任用する」を「町長が任命し、その他の団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する」に改める。

(かつらぎ町母子健康センター設置条例の廃止)

第8条 かつらぎ町母子健康センター設置条例（昭和46年かつらぎ町条例第3号）は、廃止する。

(かつらぎ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第9条 かつらぎ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年かつらぎ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「省令」を「施行規則」に改める。

第4条第6項中「法第5条第2項」を「法第5条第3項」に改める。

第5条の2中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）」を「施行令」に改める。

第5条の3中「政令」を「施行令」に改める。

第11条第1項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）」を「施行規則」に改め、同条第4項中「第10条」を「前条」に改める。

第11条の2第1項中「浄化槽法」を「浄化槽法（昭和58年法律第43号）」に改め、同条第2項中「受けようとする者は」を「受けようとする者が」に改め、「。以下「省令」という。」を削り、同条第3項中「省令」を「環境省関係浄化槽法施行規則」に改め、同条第4項中「第11条第6項及び第7項」を「前条第6項及び第7項」に改める。

第13条第2項中「浄化槽法（昭和58年法律第43号）」を「浄化槽法」に改める。

(かつらぎ町社会体育施設等設置条例の一部改正)

第10条 かつらぎ町社会体育施設等設置条例（昭和50年かつらぎ町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

種別	名称	位置
児童公園	柏木児童公園	かつらぎ町大字柏木305番地の1
〃	高田児童公園	かつらぎ町大字高田23番地の2
〃	清滝児童公園	かつらぎ町大字花園梁瀬1534番地の2
〃	北寺児童公園	かつらぎ町大字花園北寺104番地
児童遊園	笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5
〃	笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1
〃	妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地

〃	西飯降ちびっ 子広場	かつらぎ町大字西飯降 2 9 2 番地の 2
〃	中飯降第 1 ち びっ子広場	かつらぎ町大字中飯降 1 4 8 2 番地の 1
〃	中飯降第 3 ち びっ子広場	かつらぎ町大字中飯降 2 0 番地の 1
〃	兄井ちびっ子 広場	かつらぎ町大字兄井 4 7 5 番地の 2
〃	平沼田ちびっ 子広場	かつらぎ町大字平沼田 4 番地の 1
〃	西渋田第 1 ち びっ子広場	かつらぎ町大字西渋田 1 2 4 番地の 1
〃	西渋田第 2 ち びっ子広場	かつらぎ町大字西渋田 6 5 番地の 1
〃	新城ちびっ子 広場	かつらぎ町大字新城 2 4 2 番地
〃	丁ノ町第 3 ち びっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町 9 0 2 番地
〃	三谷ちびっ子 広場	かつらぎ町大字三谷 6 3 1 番地
〃	丁ノ町第 2 ち びっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町 7 7 5 番地の 8
〃	柏木第 1 ちび っ子広場	かつらぎ町大字柏木 1 7 5 3 番地の 1 6
〃	笠田東第 3 ち びっ子広場	かつらぎ町大字笠田東 6 0 1 番地の 1
〃	敷地ちびっ子 広場	かつらぎ町大字花園梁瀬 5 3 6 番地
少年スポー ツ広場	笠田東少年ス ポーツ広場	かつらぎ町大字笠田東 6 0 1 番地の 1 先
多目的広場	かつらぎ公園 河川グラウン ド	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地先
河川広場	かつらぎ公園 河川広場	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地先
〃	かつらぎ公園 第 2 河川広場	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地先

(かつらぎ町国民健康保険診療所条例の一部改正)

第 1 1 条 かつらぎ町国民健康保険診療所条例 (昭和 5 2 年かつらぎ町条例第

19号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

「

かつらぎ町国民健康 保険天野診療所	かつらぎ町大字下天野 943番地	以下「天野診療 所」という。
----------------------	---------------------	-------------------

」を

「

かつらぎ町国民健康 保険天野診療所	かつらぎ町大字下天野 942番地の1	以下「天野診療 所」という。
----------------------	-----------------------	-------------------

」に

改める。

(地域振興施設設置条例の一部改正)

第12条 地域振興施設設置条例(昭和56年かつらぎ町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

二の宮へき地集会所	かつらぎ町大字広口1199番地
大林共同作業場	かつらぎ町大字広口924番地
茶屋出農業会館	かつらぎ町大字妙寺1009番地の1
滝郷土文化保存伝習施設	かつらぎ町大字滝872番地の4
大久保共同作業場	かつらぎ町大字平652番地
東谷ふるさとセンター	かつらぎ町大字東谷1847番地
下津川多目的集会所	かつらぎ町大字平1373番地

」を

「

二の宮へき地集会所	かつらぎ町大字広口1199番地の1
大林共同作業場	かつらぎ町大字広口924番地
茶屋出農業会館	かつらぎ町大字妙寺1009番地の1
滝郷土文化保存伝習施設	かつらぎ町大字滝872番地の4
大久保共同作業場	かつらぎ町大字平669番地
東谷ふるさとセンター	かつらぎ町大字東谷1847番地
下津川多目的集会所	かつらぎ町大字平1372番地の1

」に

改める。

(かつらぎ斎場設置及び管理条例の一部改正)

第13条 かつらぎ斎場設置及び管理条例(昭和57年かつらぎ町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

位置	かつらぎ町大字妙寺1471番地の17
----	--------------------

」を

「

位置	かつらぎ町大字妙寺1471番地の19
----	--------------------

」に改める。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第14条 職員の定年等に関する条例(昭和59年かつらぎ町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(第9条第1項)」を「(同条第1項)」に、「第3章」を「次章」に、「当該期間」を「当該期限」に改める。

第9条第3項中「に係る異動期間」の次に「の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間」を加え、同条第4項中「、前項」を「前項」に改める。

附則第3項中「同項中」を「同条中」に改める。

(かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例の一部改正)

第15条 かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例(平成5年かつらぎ町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

かつらぎ町シビックセンター	かつらぎ町大字丁ノ町2454番地
---------------	------------------

」を

「

かつらぎ町シビックセンター	かつらぎ町大字丁ノ町2454番地の1
---------------	--------------------

」に

改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第16条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年かつらぎ町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は第22条の5第1項」を削る。

(かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例の一部改正)

第17条 かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例(平成12年かつらぎ町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

かつらぎ町保健福祉センター	かつらぎ町大字丁ノ町2148番地の1
---------------	--------------------

」を

かつらぎ町保健福祉センター	かつらぎ町大字丁ノ町 2 1 5 6 番地の 1
---------------	-----------------------------

」に

改める。

(かつらぎ町不燃物中間処理場設置及び管理条例の一部改正)

第 18 条 かつらぎ町不燃物中間処理場設置及び管理条例（平成 14 年かつらぎ町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

かつらぎ町不燃物中間処理場	かつらぎ町大字笠田東 1 2 7 1 番地の 10
---------------	------------------------------

」を

かつらぎ町不燃物中間処理場	かつらぎ町大字笠田東 1 2 7 1 番地の 9
---------------	-----------------------------

」に

改める。

(かつらぎ町森林空間総合整備事業施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 19 条 かつらぎ町森林空間総合整備事業施設設置及び管理に関する条例（平成 17 年かつらぎ町条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

施設の名称及び位置

名称	位置
健康増進広場	かつらぎ町大字花園久木 4 4 2 番地の 4
駐車場	
作業場	
休憩所	
総合案内板	
森林空間作業路	かつらぎ町大字花園梁瀬 9 3 2 番地の 2
駐車場	かつらぎ町大字花園梁瀬 9 3 2 番地の 8
林内遊歩道	かつらぎ町大字花園梁瀬 8 3 2 番地の 1
林内遊歩道	かつらぎ町大字花園北寺 3 0 7 番地の 2 8

(かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 20 条 かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例（平成 18 年かつらぎ町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合

法」に改め、同項第6号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例)

第21条 かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
志賀地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字志賀1443番地の7
花園北寺地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園池之窪162番地の2
東谷地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字東谷841番地の1
下津川地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字平1583番地の2
東滝地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字滝1229番地の2
白谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17
星山地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字星山182番地の1
白谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路施設	起点 かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4 終点 かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17

(花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例(平成21年かつらぎ町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

新子ふるさと村	かつらぎ町大字花園新子地内
金剛緑地広場	かつらぎ町大字花園新子地内
花園屋内ゲートボール施設	かつらぎ町大字花園梁瀬地内

」を

「

新子ふるさと村	かつらぎ町大字花園新子96番地の1
金剛緑地広場	かつらぎ町大字花園新子266番地の3
花園屋内ゲートボール施設	かつらぎ町大字花園梁瀬782番地の1

」に

改める。

第3条第1号ウを削る。

別表(1)の表キャンプ場の項を削る。

(かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)

第23条 かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成22年かつらぎ町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「附属施設」を「附属設備」に改める。

第2条中「第12条第3項の表」を「第12条第4項の表」に、「第45条第2項の表」を「第45条第3項の表」に改める。

(天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理に関する条例(平成27年かつらぎ町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

天野地域交流センター(ゆずり葉)	かつらぎ町大字下天野930番地
------------------	-----------------

」を

「

天野地域交流センター(ゆずり葉)	かつらぎ町大字下天野924番地の4
------------------	-------------------

」に

改める。

(かつらぎ町歴史文化的景観保全条例の一部改正)

第25条 かつらぎ町歴史文化的景観保全条例(平成27年かつらぎ町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第12条」を「第15条」に改め、同条第2号中「第11条第7号」を「第14条第6号」に改める。

(かつらぎ町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正)

第26条 かつらぎ町放課後児童健全育成施設設置条例(令和3年かつらぎ町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

妙寺学童保育施設	かつらぎ町大字妙寺857番地
----------	----------------

」を

「

妙寺学童保育施設	かつらぎ町大字妙寺859番地の1
----------	------------------

」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第27条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年かつらぎ町条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「以下この項において」の次に「同じ。」が施行日以後に到来する職員（以下この項において）を加え、同条第2項中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

附則第3条第1項第4号中「次項第6号」を「次項第5号」に改め、同条第2項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

附則第6条第2項中「（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）」を削る。

附則第10条中「第3条第1項」を「第3条」に、「基準日から」を「基準日前から」に、「新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することが」を「新条例第12条の規定により採用することが」に、「新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という）」を「同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という）」に改める。

附則第12条第1項及び第3項中「同条例第8条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第7項中「、第14条、第20条」を削り、「第10条」の次に「、第14条及び第20条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第6条、第10条から第13条まで、第15条、第17条から第19条まで、第21条、第22条、第24条及び第26条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 83 号

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例制定について

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案文別記）
- 2 提案理由
行政手続の簡素化及び住民の利便性の向上を図るため、押印を求める手続の見直し実施に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年9月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例(昭和57年かつらぎ町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第28号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案文別記）
- 2 提案理由
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和5年9月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第28号を第29号とし、第23号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改め、同号を同条第23号とし、同条中第16号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加える。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(教育・給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「第1

9条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(そのうち最年長及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削る。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第29条第1項中「(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)」及び「(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。)」を削る。

第34条第2項第2号中「記録」を「提供の記録」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改め、「費用の額」の次に「と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」を加える。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、

「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号又は第2号」に改め、「教育・保育給付認定子ども」との次に「、同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とを、「費用の額」の次に「と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」を加える。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第42条第4項を次のように改める。

4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、同条第8項中「（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）」を削る。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条中「この款」を「この節」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中を「第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「第50条」を「前条」に、「除く。次条第3項において同じ」を「除く」に改め、「第33条までを含む」の次に「。次条第3項において同じ」を加え、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加え、「前各号」を「前各項」に、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「、「特定利用地域型保育」を「、「特定地域型保育には特定利用地域型保育」に、「本章」を「前節」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「限る。）」との次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

議案第 85 号

かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第29号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年かつらぎ町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の

所在を確認しなければならない。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の2第1項の中核市」を加え、同項第5号中「した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 86 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年か
つらぎ町条例第36号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例（案文別記）
- 2 提案理由
児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準が改正されたことに伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「(第2号に該当する場合に限る。)」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研

修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)

第2条 この条例による改正後のかつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 87 号

工事請負契約の締結について

令和5年8月2日付け制限付一般競争入札に付した、かつらぎ町大字窪地内、令和4年度繰越明許・令和5年度 かつらぎ西部公園整備事業 かつらぎ西部公園北側多目的広場整備工事については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和4年度繰越明許・令和5年度
かつらぎ西部公園整備事業
かつらぎ西部公園北側多目的広場整備工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 156,838,000円 |
| 4 契約の相手先 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平1164番地
窪田組
代表者 窪田 浩史 |
| 5 支出科目 | 8款 土木費
4項 都市計画費
3目 公園整備事業費
14節 工事請負費 |

議案第 88 号

工事請負契約の締結について

令和5年8月2日付け指名競争入札に付した、かつらぎ町大字丁ノ町地内、令和4年度繰越明許 妙寺団地建替事業 妙寺団地第3期除却工事（その2）については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 契約の目的 令和4年度繰越明許
妙寺団地建替事業
妙寺団地第3期除却工事（その2）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 51,601,000円
- 4 契約の相手先 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2325番地の1
株式会社 天野組
代表取締役 森下 昌幸
- 5 支出科目 8款 土木費
5項 住宅費
7目 公営住宅等整備事業費
14節 工事請負費

議案第 91 号

令和4年度かつらぎ町一般会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かつらぎ町一般会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 92 号

令和4年度かつらぎ町シビックセンター特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かつらぎ町シビックセンター特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 93 号

令和 4 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 28 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 94 号

令和4年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計
決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 95 号

令和4年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 96 号

令和4年度かつらぎ町介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かつらぎ町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 97 号

令和4年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 98 号

令和4年度かつらぎ町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度かつらぎ町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見書(写)を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 99 号

令和4年度かつらぎ町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度かつらぎ町下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見書(写)を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 100 号

令和4年度かつらぎ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度かつらぎ町水道事業会計未処分利益剰余金を別紙計算書のとおり積み立て、及び資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

令和4年度かつらぎ町水道事業会計未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てたい。

また、建設改良積立金取崩し相当額を資本金に組み入れたい。

令和4年度 かつらぎ町水道事業剰余金処分計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(税抜、単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,013,772,848	3,978,036	90,094,699
議会の議決による処分額	30,000,000	0	△40,000,000
減債積立金への積立			
建設改良積立金への積立			△10,000,000
資本金への組入	30,000,000		△30,000,000
処分後残高	2,043,772,848	3,978,036	(繰越利益剰余金) 50,094,699

議案第 101 号

令和4年度かつらぎ町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度かつらぎ町下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙計算書のとおり資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

令和4年度かつらぎ町下水道事業会計未処分利益剰余金を資本金に組み入れた
い。

令和4年度 かつらぎ町下水道事業剰余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(税抜、単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	384,053,081	54,783,961	13,754,494
議会の議決による処分類	13,754,494	0	△13,754,494
資本金への組入	13,754,494		△13,754,494
処分後残高	397,807,575	54,783,961	(繰越利益剰余金) 0

議案第102号

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第8号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ288,890千円を追加し、歳入歳出それぞれ11,434,565千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

地方交付税、補助金の決定及び企業誘致事業費等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第8号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		1,989,053	15,000	2,004,053
	1 町 民 税	682,543	15,000	697,543
1 0 地方特例交付金		9,700	510	10,210
	1 地方特例交付金	9,700	510	10,210
1 1 地方交付税		4,165,000	97,398	4,262,398
	1 地方交付税	4,165,000	97,398	4,262,398
1 3 分担金及び負担金		14,088	608	14,696
	2 負 担 金	7,938	608	8,546
1 5 国庫支出金		1,225,666	25,119	1,250,785
	1 国庫負担金	689,340	14,648	703,988
	2 国庫補助金	512,389	10,471	522,860
1 6 県支出金		689,613	840	690,453
	1 県負担金	389,575	622	390,197
	2 県補助金	284,677	218	284,895
1 9 繰 入 金		807,191	△86,369	720,822
	1 特別会計繰入金	3	63,331	63,334
	2 基金繰入金	807,188	△149,700	657,488

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		100,000	231,453	331,453
	1 繰越金	100,000	231,453	331,453
21 諸収入		140,544	12,431	152,975
	3 貸付金元利収入	1,200	99	1,299
	5 雑入	127,704	12,332	140,036
22 町債		735,400	△8,100	727,300
	1 町債	735,400	△8,100	727,300
補正されなかつた款項にかかる分		1,269,420		1,269,420
歳入合計		11,145,675	288,890	11,434,565

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,497,692	6,894	1,504,586
	1 総務管理費	1,261,951	3,103	1,265,054
	2 徴税費	124,318	3,791	128,109
3 民生費		3,028,614	25,674	3,054,288
	1 社会福祉費	2,059,609	20,154	2,079,763

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	944,075	5,520	949,595
4 衛生費		1,008,916	45,200	1,054,116
	1 保健衛生費	584,884	45,200	630,084
6 農林水産業費		432,790	△86	432,704
	1 農業費	344,170	△86	344,084
7 商工費		194,672	88,690	283,362
	1 商工費	155,058	88,690	243,748
8 土木費		902,727	1,625	904,352
	1 土木管理費	43,745	817	44,562
	4 都市計画費	510,274	△107	510,167
	5 住宅費	106,549	915	107,464
10 教育費		899,979	4,274	904,253
	1 教育総務費	362,732	1,781	364,513
	3 中学校費	74,030	1,802	75,832
	4 幼稚園費	40,813	291	41,104
	5 社会教育費	245,834	400	246,234
11 災害復旧費		662,413	2,577	664,990

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 文教施設災害復旧費	0	2,577	2,577
1 2 公債費		1,470,380	△1,179	1,469,201
	1 公債費	1,470,380	△1,179	1,469,201
1 3 諸支出金		473,558	115,190	588,748
	1 基金費	473,558	115,190	588,748
1 4 予備費		30,010	31	30,041
	1 予備費	30,010	31	30,041
	補正されなかつた款項にかかると分	543,924		543,924
歳	出 合 計	11,145,675	288,890	11,434,565

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 8 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	1,989,053	15,000	2,004,053
10 地方特例交付金	9,700	510	10,210
11 地方交付税	4,165,000	97,398	4,262,398
13 分担金及び負担金	14,088	608	14,696
15 国庫支出金	1,225,666	25,119	1,250,785
16 県支出金	689,613	840	690,453
19 繰入金	807,191	△86,369	720,822
20 繰越金	100,000	231,453	331,453
21 諸収入	140,544	12,431	152,975
22 町 債	735,400	△8,100	727,300
補正されなかつた款項にかかる分	1,269,420		1,269,420
歳 入 合 計	11,145,675	288,890	11,434,565

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳			
			計	特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	地方債	
2 総 務 費	1,497,692	6,894	1,504,586	1,465	5,429	

3 民生費	3,028,614	25,674	3,054,288	1,685		608	23,381
4 衛生費	1,008,916	45,200	1,054,116	22,142			23,058
6 農林水産業費	432,790	△86	432,704				△86
7 商工費	194,672	88,690	283,362				88,690
8 土木費	902,727	1,625	904,352				1,625
10 教育費	899,979	4,274	904,253	154			4,120
11 災害復旧費	662,413	2,577	664,990	1,978			599
12 公債費	1,470,380	△1,179	1,469,201			99	△1,278
13 諸支出金	473,558	115,190	588,748				115,190
14 予備費	30,010	31	30,041				31
補正されなかつた款項にかかる分	543,924		543,924			10,867	△10,867
歳出合計	11,145,675	288,890	11,434,565	25,959		13,039	249,892

1. 歳入

町 税

補正第 8号

款 項	目 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	町 税	千円 1,989,053	千円 15,000	千円 2,004,053		千円	千円
	1 町 民 税	682,543	15,000	697,543			
	1 個 人	593,320	15,000	608,320			
					1 現年課税分	15,000	所得割 571,690-556,690
10	地方特例交付金	9,700	510	10,210			
1	地方特例交付金	9,700	510	10,210			
	1 地方特例交付金	9,700	510	10,210			
					1 地方特例交付金	510	10,210-9,700
11	地方交付税	4,165,000	97,398	4,262,398			
	1 地方交付税	4,165,000	97,398	4,262,398			
	1 地方交付税	4,165,000	97,398	4,262,398			
					1 地方交付税	97,398	普通地方交付税 3,806,398-3,709,000
13	分担金及び負担金	14,088	608	14,696			
2	負 担 金	7,938	608	8,546			

分担金及び負担金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 民生費負担金	千円 7,853	千円 608	千円 8,461		千円	
						2 養育医療費負担金	608	767-159
15		国庫支出金	1,225,666	25,119	1,250,785			
	1	国庫負担金	689,340	14,648	703,988			
		1 民生費国庫負担金	446,573	1,134	447,707			
						2 低所得者介護保険料軽減分負担金	△765	18,966-19,731
						4 障害児通所支援事業費等負担金	1,207	42,595-41,388
						7 母子保健衛生費国庫負担金	576	養育医療給付事業費国庫負担金 1,146-570
						8 子どものための教育・保育給付費負担金	116	3,793-3,677
		2 衛生費国庫負担金	20,073	13,431	33,504			

国庫支出金

補正第 8号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 新型コロナウイルス感染症対策費国庫負担金	13,431	33,504-20,073 千円
		3 教育費国庫負担金	8,587	83	8,670			
						1 子どものための教育・保育給付費負担金	83	8,670-8,587
	2	国庫補助金	512,389	10,471	522,860			
		3 衛生費国庫補助金	93,740	8,711	102,451			
						6 新型コロナウイルス感染症対策確保事業補助金	8,711	20,644-11,933
		11 災害復旧費国庫補助金		1,760	1,760			
						1 災害復旧費補助金	1,760	史跡等総合活用整備事業補助金 1,760-0
16		県支出金	689,613	840	690,453			

県支出金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	県負担金	千円 389,575	千円 622	千円 390,197		千円	千円
	2 民生費県負担金	314,793	551	315,344			
					2 低所得者介護保険料軽減分負担金	△383	9,482-9,865
					5 障害児通所支援事業費等負担金	603	21,297-20,694
					7 母子保健衛生費県負担金	288	養育医療給付事業費県負担金 573-285
					8 子どものための教育・保育給付費負担金	43	1,389-1,346
	4 教育費県負担金	7,342	71	7,413			
					1 子どものための教育・保育給付費負担金	71	7,413-7,342
2	県補助金	284,677	218	284,895			
	9 災害復旧費県補助金	147,300	218	147,518			

県支出金

補正第 8号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 災害復旧費補助金	千円 218	和歌山県文化財保護費補助金 218-0
19		繰入金	807,191	△86,369	720,822			
	1	特別会計繰入金	3	63,331	63,334			
		1 国民健康保険事業会計繰入金	1	3,703	3,704			
						1 国民健康保険事業会計繰入金	3,703	3,704-1
		2 後期高齢者医療事業会計繰入金	1	20,580	20,581			
						1 後期高齢者医療事業会計繰入金	20,580	20,581-1
		3 介護保険事業会計繰入金	1	25,513	25,514			
						1 介護保険事業会計繰入金	25,513	25,514-1
		4 下水道事業会計繰入金		13,535	13,535			

繰入金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円	1 下水道事業会計繰入金	千円 13,535	13,535-0 千円
2	基金繰入金	807,188	△149,700	657,488			
	1 基金繰入金	807,188	△149,700	657,488			
					1 財政調整基金繰入金	△149,700	291,400-441,100
20	繰越金	100,000	231,453	331,453			
	1 繰越金	100,000	231,453	331,453			
	1 繰越金	100,000	231,453	331,453			
					1 繰越金	231,453	331,453-100,000
21	諸収入	140,544	12,431	152,975			
	3 貸付金元利収入	1,200	99	1,299			
	2 災害援護資金貸付金収入		99	99			
					1 災害援護資金貸付金収入	99	99-0
5	雑入	127,704	12,332	140,036			

款 項	目 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1 雑 入	千円 127,704	千円 12,332	千円 140,036		千円	千円
					1 雑 入		建物共済保険金 1,465 伊都消防組合負担金返還金 10,867
22	町 債	735,400	△8,100	727,300			
1	町 債	735,400	△8,100	727,300			
	8 臨時財政対策債	42,900	△8,100	34,800			
					1 臨時財政対策債		△8,100 34,800-42,900
	歳入合計	11,145,675	288,890	11,434,565			

2. 歳出

議会費

款項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特別支出金	国庫支出金	地方債その他	一般財源	区分	金額	
1	議会費	千円 104,678	千円 104,678	千円 104,678	千円	千円	千円	千円			千円
	1 議会費	104,678	104,678	104,678							
	1 議会費	104,678	104,678	104,678							
2	総務費	1,497,692	6,894	1,504,586			1,465	5,429			
	1 総務管理費	1,261,951	3,103	1,265,054			1,465	1,638			
	1 一般管理費	421,847	△69	421,778				△69			
5	会計管理費	61,091	252	61,343				252			
									2 給料	△500	職員給
									3 職員手当等	431	超勤手当 期末勤勉手当
11	支所費	139,185	2,920	142,105			1,465	1,455			
									3 職員手当等	252	住居手当 通勤手当

総務費

補正第 8号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	14	工事請負費	旧中南森林公園オートキャンプ場給水施設 修繕工事 千円 2,931
	2	徴税費	124,318	3,791	128,109			3,791		27	繰出金	△11 花園地域交流推進施設運営事業特別会計繰 出金
		1 税務賦課徴 収費	124,318	3,791	128,109			3,791				
										10	需用費	印刷製本費 361
										11	役務費	930 郵送料
										22	償還金、利 子及び割引 料	2,500 町税還付金
3		民生費	3,028,614	25,674	3,054,288	1,685		23,381				
	1	社会福祉費	2,059,609	20,154	2,079,763	662		19,492				
		1 社会福祉総 務費	916,451	△1,498	914,953	△1,148		△350				
										3	職員手当等	△420 児童手当

民生費

款項	目	補正額の補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	18	千円	社会福祉協議会事務費補助金
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	22	千円	離島等地域利用者負担軽減措置補助金返還金
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	27	千円	国民健康保険事業特別会計繰出金(天診分)
3	老人福祉費	118,445	119,144				699			介護保険事業特別会計繰出金(職員給与費等)
								22	699	介護保険事業特別会計繰出金(低所得者保険料軽減繰出金)
										補助金返還金
9	重度心身障害児者医療費	40,372	40,884				512			社会福祉法人等利用者負担軽減措置補助金返還金
								22	512	補助金返還金

民生費

補正第 8号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
		12 総合支援費	千円 483,992	千円 20,441	千円 504,433	千円	千円	千円	千円		千円	
										22 償還金、利 子及び割引 料	20,441	補助金返還金
		13 障害児通所 支援費	82,983		82,983			△1,810				
	2	児童福祉費	944,075	5,520	949,595			608	3,889			
		1 児童福祉総 務費	69,091	3,057	72,148		159		2,898			
										22 償還金、利 子及び割引 料	3,057	補助金返還金
		3 養育医療費	1,302	1,931	3,233		864		459			
										19 扶 助 費	1,697	養育医療給付事業費
										22 償還金、利 子及び割引 料	234	補助金返還金
		4 子ども医療 費	56,877	175	57,052				175			

衛生費

補正第 8号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特別 支出金	地方債	その 他	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		2 予 防 費	100,618	842	101,460				842	4 共 済 費	180	職員共済組合負担金
										22 償還金、利 子及び割引 料	842	補助金返還金
		3 環境衛生費	214,700	298	214,998				298	18 負担金、補 助及び交付 金	350	簡易水道等加入分担金補助金
										23 投資及び出 資金	△133	水道事業会計出資金
										27 繰 出 金	81	水道事業会計繰出金
		9 新型コロナウイルス感 染症対策費	32,018	42,560	74,578	22,142			20,418	7 報 償 費	2,640	新型コロナウイルスワクチン個別接種協力 金
										10 需 用 費	213	燃料費 印刷製本費
												20 193

衛生費

款項	目	補正の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
					特	定	財	源			
		千円	千円	千円	国県支出金	地方債	その他	一般財源		千円	
									11	1,030	郵送料 新型コロナウイルスワクチン接種事務手数料
									12	17,929	接種委託料 新型コロナウイルスワクチン接種委託料 業務委託料
									13	330	ワクチン予約システム利用料
6	農林水産業費	432,790	△86	432,704				△86	22	20,418	補助金返還金 負担金返還金
1	農業費	344,170	△86	344,084				△86			
	2 農業総務費	51,514	△86	51,428				△86			
									3	△86	児童手当 超勤手当
7	商工費	194,672	88,690	283,362				88,690			
1	商工費	155,058	88,690	243,748				88,690			

款項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説明
					特別 支出金	地方債 その他	一般財源	千円			
1	1 商工総務費	150,832	161	150,993			161				千円
	3 商工振興費		88,529	88,529			88,529			3 職員手当等	161 超勤手当
8	土木費	902,727	1,625	904,352			1,625				
	1 土木管理費	43,745	817	44,562			817				
	1 土木総務費	43,745	817	44,562			817				
4	都市計画費	510,274	△107	510,167			△107				
	1 都市計画総務費	313,916	△107	313,809			△107				
										3 職員手当等	12 期末勤勉手当
										10 需用費	805 電気料
										12 委託料	528 分筆図面作成委託料
										16 公有財産購入費	13,156 笠田中事業用地購入費
										21 補償、補填及び賠償金	74,845 笠田中事業用地物件補償費

土木費

款項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					補正額の財源内訳				区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5	住宅費	106,549	915	107,464			915				
	1 住宅管理総務費	15,366	915	16,281			915				
								22 償還金、利子及び割引料	915	交付金返還金	
9	消防費	439,246		439,246		10,867	△10,867				
1	消防費	439,246		439,246		10,867	△10,867				
	1 常備消防費	257,496		257,496		10,867	△10,867				
10	教育費	899,979	4,274	904,253	154		4,120				
1	教育総務費	362,732	1,781	364,513			1,781				
	2 事務局費	125,274	1,781	127,055			1,781				
								2 給料	1,476	職員給	
								3 職員手当等	168	扶養手当 通勤手当 期末勤勉手当	52 67 49

教育費

款項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
					国県支出金	特定財源	地方債その他	一般財源	区分	金額		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	4	共済費	137	千円 職員共済組合負担金
3	中学校費	74,030	1,802	75,832				1,802				
	2 中学校管理費	19,267	1,802	21,069				1,802				
									10	需用費	1,517	修繕費
4	幼稚園費	40,813	291	41,104	154			137	14	工事請負費	285	各中学校工事
	1 幼稚園総務費	39,998	291	40,289	154			137				
									22	償還金、利子及び割引料	291	補助金返還金
5	社会教育費	245,834	400	246,234				400				
	2 社会教育諸費	66,594	△80	66,514				△80				
									27	繰出金	△80	シビックセンター-特別会計繰出金
	4 公民館総務費	35,634	480	36,114				480				

教育費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						国県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
			千円	千円	千円					3 職員手当等	千円 480	超勤手当	
11		災害復旧費	662,413	2,577	664,990	1,978			599				
3		文教施設災害復旧費		2,577	2,577	1,978			599				
		1 現年発生文化財補助災害復旧事業		2,577	2,577	1,978			599				
										14 工事請負費	2,577	高野参詣道復旧工事	
12		公債費	1,470,380	△1,179	1,469,201			99	△1,278				
1		公債費	1,470,380	△1,179	1,469,201			99	△1,278				
		1元金	1,416,897	304	1,417,201			99	205				
										22 償還金、利子及び割引料	304	通常償還元金	
		2 利子	53,483	△1,483	52,000				△1,483				
										22 償還金、利子及び割引料	△1,483	通常償還利子	

諸支出金

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
						国県支出金	特定地方債	その他の財源	区分	金額	
13		諸支出金	千円 473,558	千円 115,190	千円 588,748	千円	千円	一般財源		千円	
	1	基金費	473,558	115,190	588,748			115,190			
		1 減債基金費	4,314	△810	3,504			△810			
									24 積立金	△810	減債基金積立金
		2 財政調整基金費	50,477	116,000	166,477			116,000			
									24 積立金	116,000	決算剰余金積立金
14		予備費	30,010	31	30,041			31			
	1	予備費	30,010	31	30,041			31			
		1 予備費	30,010	31	30,041			31			
		歳出合計	11,145,675	288,890	11,434,565	25,959	13,039	249,892			

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
臨時財政対策債	千円 42,900	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	千円 34,800	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(一般)

区	分	職員数 (人)	給				与			共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月分)	地 域 手 当	其 他 の 手 当	計				
補 正 後	長 等	3		22,200	5,772 (2.40)		138		3,093	31,203		
	議 員	13	39,695		9,367 (2.60)			12,266		61,328		
	其 他 の 特 別 職	46	7,180					58		7,238		
	計	62	46,875	22,200	15,139		138	15,417		99,769		
補 正 前	長 等	3		22,200	5,772 (2.40)		138		3,093	31,203		
	議 員	13	39,615		9,367 (2.60)			12,266		61,248		
	其 他 の 特 別 職	46	7,180					58		7,238		
	計	62	46,795	22,200	15,139		138	15,417		99,689		
比 較	長 等											
	議 員		80							80		
	其 他 の 特 別 職											
	計		80							80		

(単位：千円)

給 与 費 明 細 書

(一般)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	285	千円 156,886	千円 675,838	千円 464,530	千円 1,297,254	千円 1,575,458	
補正前	283	156,886	673,859	463,190	1,293,935	1,571,822	
比較	2		1,979	1,340	3,319	3,636	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
	補正後	千円 22,432	千円 301,890	千円 20,294	千円 5,544	千円 714	千円 687
	補正前	22,400	302,287	20,062	5,382	714	687
	比較	32	△ 397	232	162		
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			管理職手当
補正後	千円 9,565	千円 1,723	千円 2,237	千円 1,000		千円 464,530	
補正前	10,180	1,723	2,237	1,000		463,190	
比較	△ 615					1,340	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	1,979		職員採用等に伴う職員給料増	
職員手当	1,340		職員採用等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人 当 たり 給 与 費 の 状 況

区分	1 人 当 たり 給 与 費 (千円)
補正後	6,104
補正前	6,154

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料 与 費			合 計	備 考			
		報 酬	給 料	職 員 手 当					
補正後	人 181	千円 675,838	千円 429,056	千円 1,104,894	千円 1,351,013				
補正前	179	673,859	427,716	1,101,575	1,347,377				
比較	2	1,979	1,340	3,319	3,636				
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,432	272,200	15,148	5,544	534	87,186	687	10,800
	補正前	22,400	272,597	14,916	5,382	534	85,260	687	10,800
	比較	32	△ 397	232	162		1,926		
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当					計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	9,565	1,723	2,237	1,000					429,056
補正前	10,180	1,723	2,237	1,000					427,716
比較	△ 615								1,340

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	1,979	職員採用等に伴う職員給料増	
職員手当	1,340	職員採用等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,104
補正前	6,154

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考		
		報 酬	給 料	職 員 手 当	報 酬	給 料	職 員 手 当		共 済 費	超 勤 手 当	地 域 手 当
補正後	104	千円 156,886	千円	千円 35,474	千円 192,360	千円 32,085	千円 224,445				
補正前 比較	104	156,886		35,474	192,360	32,085	224,445				
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当		
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	補正前		29,690	5,146		180	458				
	比較		29,690	5,146		180	458				
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当					計	
補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		35,474		
補正前											
比較											

議案第 103 号

令和5年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第1号）

令和5年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		66,322	△80	66,242
	1 一般会計繰入金	66,322	△80	66,242
4 繰越金		1	80	81
	1 繰越金	1	80	81
補正されなかつた款項にかかると分		109,815		109,815
歳入	合計	176,138	0	176,138

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかつた款項にかかると分		176,138		176,138
歳出	合計	176,138	0	176,138

1. 総括表 歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	66,322	△80	66,242
4 繰越金	1	80	81
補正されなかつた款項にかかる分	109,815		109,815
歳入合計	176,138	0	176,138

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2		繰入金	千円 66,322	千円 △80	千円 66,242		千円	
1		一般会計繰入金	66,322	△80	66,242			
		1 一般会計繰入金	66,322	△80	66,242			
						1 一般会計繰入金	△80	
4		繰越金	1	80	81			
1		繰越金	1	80	81			
		1 繰越金	1	80	81			
						1 繰越金	80	前年度繰越金
		歳入合計	176,138	0	176,138			

議案第 104 号

令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ54,198千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,488,778千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度療養給付費等交付金の精算及び前年度繰越金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4	県支出金	1,756,871	△1	1,756,870
	2 財政安定化基金支出金	1	△1	0
6	繰入金	235,544	△257	235,287
	1 他会計繰入金	200,544	△257	200,287
7	繰越金	2,000	44,707	46,707
	1 繰越金	2,000	44,707	46,707
8	諸収入	6,381	9,749	16,130
	2 雑入	3,652	9,749	13,401
補正されなかった款項にかかると分		433,784		433,784
歳入合計		2,434,580	54,198	2,488,778

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6	諸支出金	11,486	54,198	65,684
	1 償還金及び選付加算金	3,805	12,382	16,187
	3 繰出金	5,978	3,446	9,424
	5 基金費	1,066	38,370	39,436
補正されなかった款項にかかると分		2,423,094		2,423,094
歳出合計		2,434,580	54,198	2,488,778

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	1,756,871	△1	1,756,870
6 繰入金	235,544	△257	235,287
7 繰越金	2,000	44,707	46,707
8 諸収入	6,381	9,749	16,130
補正されなかつた款項にかかるとる分	433,784		433,784
歳入合計	2,434,580	54,198	2,488,778

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
6 諸支出金	11,486	54,198	65,684				54,198
補正されなかつた款項にかかるとる分	2,423,094		2,423,094				
歳出合計	2,434,580	54,198	2,488,778				54,198

1. 歳入

県支出金

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4	県支出金	千円 1,756,871	千円 △1	千円 1,756,870		千円	千円
2	財政安定化基金 支出金	1	△1	0			
	1 財政安定化基金 交付金	1	△1	0			
					1 財政安定化基金 交付金	△10-1	
6	繰入金	235,544	△257	235,287			
1	他会計繰入金	200,544	△257	200,287			
	1 一般会計繰入金	200,544	△257	200,287			
					5 その他一般会計 繰入金	△257	天診分繰入金 4,992-5,249
7	繰越金	2,000	44,707	46,707			
1	繰越金	2,000	44,707	46,707			
	1 繰越金	2,000	44,707	46,707			
					1 繰越金	44,707	前年度繰越金
8	諸収入	6,381	9,749	16,130			

補正第 2号

諸 収 入

款 項	目 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2	雑 入	千円 3,652	千円 9,749	千円 13,401		千円	
	5 雑 入	649	9,749	10,398			
					1 償還金	9,749	保険給付費返還金 9,750-1
	歳入合計	2,434,580	54,198	2,488,778			

2. 歳出

諸支出金

款項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
					国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源			
6	諸支出金	千円 11,486	千円 54,198	千円 65,684	千円	千円	千円	千円		千円	
1	償還金及び還付加算金	3,805	12,382	16,187			12,382				
	3 償還金	3	12,382	12,385			12,382				
								22 償還金、利息及び割引料	12,382		特定健診等負担金返還金 特定健診等負担金返還金 保険給付費等交付金返還金 前期高齢者交付金返還金
3	繰出金	5,978	3,446	9,424			3,446				
	1 直営診療施設勘定繰出金	5,977	△257	5,720			△257				
								27 繰出金	△257		天野診療所事業特別会計繰出金
	2 一般会計繰出金	1	3,703	3,704			3,703				
								27 繰出金	3,703		一般会計繰出金
5	基金費	1,066	38,370	39,436			38,370				

諸支出金

補正第 2号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区	分	
		1 国民健康保 険事業基金 費	千円 1,066	千円 38,370	千円 39,436	千円 38,370	千円 38,370	千円 38,370			千円	
									24 積立金		38,370	かつらぎ町国民健康保険事業基金積立金 14,370 決算剰余金積立金 24,000
		歳出合計	2,434,580	54,198	2,488,778			54,198				

議案第 105 号

令和5年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業
特別会計補正予算（第2号）

令和5年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		5,977	△257	5,720
	1 事業勘定繰入金	5,977	△257	5,720
3 繰越金		100	257	357
	1 繰越金	100	257	357
補正されなかつた款項にかかると分		478		478
歳入合計		6,555	0	6,555

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかつた款項にかかると分		6,555		6,555
歳出合計		6,555	0	6,555

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	5,977	△257	5,720
3 繰越金	100	257	357
補正されなかつた款項にかかる分	478		478
歳入合計	6,555	0	6,555

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		明
						区分	金額	
2		繰入金	千円 5,977	千円 △257	千円 5,720		千円	
		1 事業勘定繰入金	5,977	△257	5,720			
		1 事業勘定繰入金	5,977	△257	5,720	1 事業勘定繰入金	△257	5,720-5,977
3		繰越金	100	257	357			
	1	繰越金	100	257	357			
		1 繰越金	100	257	357	1 繰越金	257	前年度繰越金
		歳入合計	6,555	0	6,555			

議案第 106 号

令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ25,224千円を追加し、歳入歳出それぞれ619,303千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	25,224	25,225
	1 繰越金	1	25,224	25,225
補正されなかつた款項にかかると分		594,078		594,078
歳入合計		594,079	25,224	619,303

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		122	20,642	20,764
	1 償還金及び還付加算金	121	62	183
	2 繰出金	1	20,580	20,581
4 予備費		1,000	4,582	5,582
	1 予備費	1,000	4,582	5,582
補正されなかつた款項にかかると分		592,957		592,957
歳出合計		594,079	25,224	619,303

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	25,224	25,225
補正されなかつた款項にかかる分	594,078		594,078
歳入合計	594,079	25,224	619,303

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 諸支出金	122	20,642	20,764			20,642	
4 予備費	1,000	4,582	5,582			4,582	
補正されなかつた款項にかかる分	592,957		592,957				
歳出合計	594,079	25,224	619,303			25,224	

1. 歳入
繰越金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	金額		
4		繰越金	千円 1	千円 25,224	千円 25,225		千円		千円
	1	繰越金	1	25,224	25,225				
		1 繰越金	1	25,224	25,225				
						1 繰越金		25,224	前年度繰越金
		歳入合計	594,079	25,224	619,303				

補正第 2号

2. 歳出

諸支出金

補正第 2号

款項	目	補正の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
					特	財源						一般財源
						国県支出金	地方債	その他				
3	諸支出金	千円 122	千円 20,642	千円 20,764	千円	千円	千円	千円	千円			
1	償還金及び 還付加算金	121	62	183			62					
	1 保険料還付 金	120	62	182			62					
								22 償還金、利 子及び割引 料	62	保険料還付金		
2	繰出金	1	20,580	20,581			20,580					
	1 一般会計繰 出金	1	20,580	20,581			20,580					
								27 繰出金	20,580	一般会計繰出金		
4	予備費	1,000	4,582	5,582			4,582					
1	予備費	1,000	4,582	5,582			4,582					
	1 予備費	1,000	4,582	5,582			4,582					
	歳出合計	594,079	25,224	619,303			25,224					

議案第 107 号

令和5年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ131,840千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,831,726千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金及び介護給付費等負担金返還金等の増額に伴い、予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		701,082	△4	701,078
	1 国庫負担金	439,170	△1	439,169
	2 国庫補助金	261,912	△3	261,909
4 支払基金交付金		688,010	△2	688,008
	1 支払基金交付金	688,010	△2	688,008
5 県支出金		389,611	△4	389,607
	1 県負担金	368,196	△1	368,195
	2 県補助金	21,415	△3	21,412
7 繰入金		470,969	△1,763	469,206
	1 一般会計繰入金	437,169	△1,763	435,406
8 繰越金		10	133,613	133,623
	1 繰越金	10	133,613	133,623
補正されなかった款項にかかると分		450,204		450,204
歳入合計		2,699,886	131,840	2,831,726

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		65,864	356	66,220
	1 総務管理費	46,353	92	46,445
	4 介護認定審査会費	12,952	264	13,216
4 諸支出金		567	121,923	122,490
	1 償還金及び還付加算金	470	29,614	30,084
	2 基金費	96	66,796	66,892
	3 繰出金	1	25,513	25,514
5 予備費		15,372	9,561	24,933
	1 予備費	15,372	9,561	24,933
補正されなかつた款項にかかると分		2,618,083		2,618,083
歳	出 合 計	2,699,886	131,840	2,831,726

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	701,082	△4	701,078
4 支払基金交付金	688,010	△2	688,008
5 県支出金	389,611	△4	389,607
7 繰入金	470,969	△1,763	469,206
8 繰越金	10	133,613	133,623
補正されなかつた款項にかかる分	450,204		450,204
歳入合計	2,699,886	131,840	2,831,726

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	65,864	356	66,220			356	
4 諸支出金	567	121,923	122,490			121,923	
5 予備費	15,372	9,561	24,933			9,561	
補正されなかつた款項にかかる分	2,618,083		2,618,083				
歳出合計	2,699,886	131,840	2,831,726			131,840	

1. 歳入

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
3		国庫支出金	千円 701,082	千円 △4	千円 701,078		千円	千円
		1 国庫負担金	439,170	△1	439,169			
		1 介護給付費負担金	439,170	△1	439,169			
						2 過年度分	△10-1	
2		国庫補助金	261,912	△3	261,909			
		2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	15,995	△1	15,994			
						2 過年度分	△10-1	
3		地域支援事業交付金(包括支援・任意事業)	19,062	△1	19,061			
						2 過年度分	△10-1	
						2 過年度分	△10-1	
4		地域支援事業交付金(社会保障充実分)	7,769	△1	7,768			
						2 過年度分	△10-1	
						2 過年度分	△10-1	

支払基金交付金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区分	金額			
4		支払基金交付金	千円 688,010	千円 △2	千円 688,008		千円		千円	
		1 支払基金交付金	688,010	△2	688,008					
		1 介護給付費交付金	670,736	△1	670,735					
							2 過年度分		△10-1	
5		2 地域支援事業支援交付金	17,274	△1	17,273					
							2 過年度分		△10-1	
		県支出金	389,611	△4	389,607					
		1 県負担金	368,196	△1	368,195					
		1 介護給付費負担金	368,196	△1	368,195					
							2 過年度分		△10-1	
		2 県補助金	21,415	△3	21,412					
		1 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	7,998	△1	7,997					

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	2 過年度分	千円 △10-1		千円
		2 地域支援事業交付金(包括支援・任意事業)	9,532	△1	9,531				
						2 過年度分	△10-1		
		3 地域支援事業交付金(社会保障充実分)	3,885	△1	3,884				
						2 過年度分	△10-1		
7		繰入金	470,969	△1,763	469,206				
	1	一般会計繰入金	437,169	△1,763	435,406				
		5 低所得者保険料軽減繰入金	39,463	△2,119	37,344				
						1 低所得者保険料軽減繰入金	△2,119	37,344-39,463	
		6 その他一般会計繰入金	65,770	356	66,126				
						1 職員給与費等繰入金	356	66,126-65,770	

補正第 2号

繰越金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
8		繰越金	千円 10	千円 133,613	千円 133,623		千円	
	1	繰越金	10	133,613	133,623			
		1繰越金	10	133,613	133,623			
						1繰越金	133,613	前年度繰越金
		歳入合計	2,699,886	131,840	2,831,726			

2. 歳出
総務費

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
1		総務費	千円 65,864	千円 356	千円 66,220	千円	千円	千円	千円		千円	
	1	総務管理費	46,353	92	46,445			92				
		1 一般管理費	45,958	92	46,050			92				
										1 報 酬	92	会計年度任用職員
	4	介護認定審査会費	12,952	264	13,216			264				
		1 認定調査等費	6,078	264	6,342			264				
										12 委託料	264	介護認定基本調査委託料
4		諸支出金	567	121,923	122,490			121,923				
	1	償還金及び還付加算金	470	29,614	30,084			29,614				
		2 償還金	4	29,614	29,618			29,614				
										22 償還金、利 子及び割引 料	29,614	介護給付費等負担金返還金 介護給付費交付金返還金 地域支援事業交付金返還金 地域支援事業支援交付金返還金
	2	基金費	96	66,796	66,892			66,796				

諸支出金

補正第 2号

款項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特	定	財	源	区	分	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1 介護保険事業基金費	96	66,796	66,892			66,796				
									24 積立金	66,796	介護保険事業基金積立金
3	繰出金	1	25,513	25,514			25,513				
	1 一般会計繰出金	1	25,513	25,514			25,513				
									27 繰出金	25,513	一般会計繰出金
5	予備費	15,372	9,561	24,933			9,561				
1	予備費	15,372	9,561	24,933			9,561				
	1 予備費	15,372	9,561	24,933			9,561				
	歳出合計	2,699,886	131,840	2,831,726			131,840				

給 与 費 明 細 書

(介護保険事業)

2. 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数	給 与			合 計	備 考		
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補正後	8	千円 10,289	千円 11,291	千円 9,838	千円 37,656			
補正前	8	10,197	11,291	9,838	37,564			
比較		92			92			
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円 236	千円 6,724	千円 440	千円 221	千円	千円	千円
	補正前	236	6,724	440	221			
	比較							
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
補正後	千円 185	千円 185	千円	千円	千円	千円	千円	9,838
補正前	185							9,838
比較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当				

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,204
補正前	6,204

(介護保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給 料		与 費		合 計	備 考	
	報 酬	人	千円	千円	職 員 手 当	計			
補正後	千円	3	千円	千円	千円	千円	千円		
			11,291	7,322	18,613	3,863	22,476		
補正前		3	11,291	7,322	18,613	3,863	22,476		
比較									
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	236	4,566	82	221		2,032		
	補正前	236	4,566	82	221		2,032		
	比較								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
	千円	千円	千円	千円			千円		
補正後	185							7,322	
補正前	185							7,322	
比較									

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当				

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,204
補正前	6,204

(介護保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			費	合計	備		考
		報酬	給料	職員手当	給料	職員手当	計			地域手当	管理職手当	
補正後	5人	千円 10,289	千円	千円 2,516	千円	千円 12,805	千円 2,375	千円 15,180				
補正前	5	10,197		2,516		12,713	2,375	15,088				
比較		92				92		92				
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当			
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	補正前		2,158	358								
	比較		2,158	358								
の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計			
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	2,516			
	補正前								2,516			
比較												

議案第 108 号

令和 5 年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 28 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		85,517	△11	85,506
	1 一般会計繰入金	85,517	△11	85,506
3 繰越金		2	11	13
	1 繰越金	2	11	13
補正されなかつた款項にかかると分		954		954
歳入	合計	86,473	0	86,473

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかつた款項にかかると分		86,473		86,473
歳出	合計	86,473	0	86,473

1. 総括表
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	85,517	△11	85,506
3 繰越金	2	11	13
補正されなかつた款項にかかる分	954		954
歳入合計	86,473	0	86,473

1. 歳入
繰入金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
					区分	金額		
2	繰入金	千円 85,517	千円 △11	千円 85,506				千円
1	一般会計繰入金	85,517	△11	85,506				
	1 一般会計繰入金	85,517	△11	85,506				
							△8	一般会計繰入金 83,152-83,160
						1 はなぞの温泉「 花圃の里」運営 費繰入金		
						2 花園野外活動総 合施設運営費繰 入金	△3	一般会計繰入金 2,354-2,357
3	繰越金	2	11	13				
1	繰越金	2	11	13				
	1 繰越金	2	11	13				
						1 はなぞの温泉「 花圃の里」運営 費繰越金	8	前年度繰越金 9-1
						2 花園野外活動総 合施設運営費繰 越金	3	前年度繰越金 4-1
	歳入合計	86,473	0	86,473				

議案第 109 号

令和5年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

第2条 令和5年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	300,943	△140	300,803
第2項 営業外費用	15,298	△140	15,158

(2) 簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	113,232	62	113,294
第2項 営業外収益	58,756	62	58,818

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	122,562	113	122,675
第2項 営業外費用	6,967	113	7,080

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	4,530	19	4,549
第2項 営業外収益	1,145	19	1,164

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	6,310	34	6,344
第2項 営業外費用	384	34	418

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「151,568千円」を「151,004千円」に、過年度分損益勘定留保資金「103,492千円」を「102,928千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	185,680	△454	185,226
第2項 企業債償還金	35,156	△454	34,702

(2) 簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	58,298	△133	58,165
第6項 出資金	4,925	△133	4,792

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	77,237	△243	76,994
第2項 企業債償還金	28,884	△243	28,641

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

企業債償還金等を予算措置いたしたい。

令和 5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額		補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	
(収 益 的 収 入)						
1 水 道 事 業 収 益	296,399	113,232	4,530	0	62	19
(資 本 的 収 入)						
1 資 本 的 収 入	53,819	58,298	787	0	133	0
収 入 合 計	350,218	171,530	5,317	0	71	19
(収 益 的 支 出)						
1 水 道 事 業 費 用	300,943	122,562	6,310	140	113	34
(資 本 的 支 出)						
1 資 本 的 支 出	185,680	77,237	1,555	454	243	0
支 出 合 計	486,623	199,799	7,865	594	130	34
収 支 差 引	△ 136,405	△ 28,269	△ 2,548	594	59	15
						△ 166,584

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)

(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	296,399	0		296,399
(資本的収入)				
1 資本的収入	53,819	0		53,819
収入合計	350,218	0		350,218

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	300,943	△ 140	300,803				△ 140
(資本的支出)							
1 資本的支出	185,680	△ 454	185,226				△ 454
支出合計	486,623	△ 594	486,029				△ 594

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					源				区分	金額	
					国県支出金	特定地方債	その他	一般財源			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
1	水道事業費用	300,943 △	140	300,803			△	140			
2	営業外費用	15,298 △	140	15,158			△	140			
	1 支払利息	5,268 △	140	5,128			△	140	1 企業債利息 △	140	企業債償還利息
	支出合計	300,943 △	140	300,803			△	140			

5. 支出 (資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	区分	金額	説明
					特 定 財 源	其 他						
						千円	千円	千円				
1	資本的支出	千円 185,680	千円 454	千円 185,226	千円 △	千円 454	千円 △	千円 454		千円		
2	企業債償還金	35,156	454	34,702	△	454	△	454				
	1 企業債償還金	35,156	454	34,702	△	454	△	454	1 元金償還金	454	企業債償還元金	
	支出合計	185,680	454	185,226	△		△	454				

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入) (単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 水道事業収益	113,232	62	113,294
(資本的収入)			
1 資本的収入	58,298	△ 133	58,165
収入合計	171,530	△ 71	171,459

1. 総括 (支出) (単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 水道事業費用	122,562	113	122,675			62
(資本的支出)						
1 資本的支出	77,237	△ 243	76,994			△ 133
支出合計	199,799	△ 130	199,669			△ 71
						一般財源
						51
						△ 110
						△ 59

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 113,232	千円 62	千円 113,294		千円	
2	営業外収益	58,756	62	58,818			
	3. 繰入金	11,643	62	11,705			
					1 一般会計 繰入金	62	企業償還利息繰入金
	収入合計	113,232	62	113,294			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	水道事業費用	122,562	113	122,675		62	51				
2	営業外費用	6,967	113	7,080		62	51				
	1 支払利息	4,947	113	5,060		62	51	1 企業債利息	113	企業債償還利息	
	支出合計	122,562	113	122,675		62	51				

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 58,298 △	千円 133	千円 58,165			千円
	出資金	4,925 △	133 △	4,792			
	1 出資金	4,925 △	133 △	4,792	1 出資金	△	133
	収入合計	58,298 △	133 △	58,165			

5. 支出 (資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	特定財債	その他	一般財源	区分	金額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	資本的支出	77,237 △	243	76,994		△	133 △	110			
2	企業債償還金	28,884 △	243	28,641		△	133 △	110			
	1 企業債償還金	28,884 △	243	28,641		△	133 △	110			
									1 元金償還金 △	243	企業債償還元金
	支出合計	77,237 △	243	76,994		△	133 △	110			

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)

(花園梁瀬簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	4,530	19		4,549
(資本的収入)				
1 資本的収入	787	0		787
収入合計	5,317	19		5,336

(単位：千円)

1. 総括 (支出)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
(収益的支出)							
1 水道事業費用	6,310	34	6,344			19	15
(資本的支出)							
1 資本的支出	1,555	0	1,555				
支出合計	7,865	34	7,899			19	15

(単位：千円)

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 4,530	千円 19	千円 4,549		千円	
2	営業外収益	1,145	19	1,164			
	3 繰入金	98	19	117			
					1-一般会計 繰入金		19 企業償還利息繰入金
	収入合計	4,530	19	4,549			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明	金額
					国県支出金	特 定 財 源	一般財源	区 分		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1	水道事業費用	6,310	34	6,344		19	15			
2	営業外費用	384	34	418		19	15			
	1 支払利息	183	34	217		19	15	1 企業債利息	34 企業債償還利息	
	支出合計	6,310	34	6,344		19	15			

議案第 110 号

令和5年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

第2条 令和5年度かつらぎ町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業収益	505,985	△107	505,878
	第1項 営業収益	151,986	△19	151,967
	第2項 営業外収益	353,998	△88	353,910
支出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	473,499	14,065	487,564
	第2項 営業外費用	46,177	14,065	60,242

第3条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「151,584千円」を「150,947千円」に、当年度分損益勘定留保資金「140,980千円」を「140,343千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	381,503	△637	380,866
	第2項 企業債償還金	263,054	△637	262,417

令和5年8月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

一般会計繰出金の増額及び企業債償還金の減額等を予算措置いたしたい。

令和5年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括 (収入) (単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 下水道事業収益	505,985	△ 107	505,878
(資本的収入)			
1 資本的収入	229,919		229,919
収入合計	735,904	△ 107	735,797

1. 総括 (支出) (単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
(収益的支出)							
1 下水道事業費用	473,499	14,065	487,564			△ 107	14,172
(資本的支出)							
1 資本的支出	381,503	△ 637	380,866				△ 637
支出合計	855,002	13,428	868,430				13,535

補正予算事項別明細書

かつらぎ町下水道事業

収益の収入及び支出

収入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道事業 収益	505,985	△ 107	505,878			
1 営業収益	151,986	△ 19	151,967			
2 雨水処理負 担金	31,605	△ 19	31,586	1 雨水処理負 担金	△ 19	雨水処理負担金
2 営業外収益	353,998	△ 88	353,910			
2 他会計補助 金	198,990	△ 88	198,902	1 一般会計補 助金	△ 88	一般会計繰入金

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道事業 費用	473,499	14,065	487,564			
2 営業外費用	46,177	14,065	60,242			
1 支払利息及 び企業債取 扱諸費	34,791	530	35,321	1 企業債利息	530	企業債利息
4 他会計繰出 金	0	13,535	13,535	1 一般会計繰 出金	13,535	一般会計繰出金

資本的收入及び支出
支出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 資本の支出	381,503	△ 637	380,866			
2 企業債償還金	263,054	△ 637	262,417			
1 企業債償還金	263,054	△ 637	262,417	1 企業債償還金	△ 637	企業債償還金



